

# 老人ホーム、紹介料要求

## 厚労省調査 訪問診療の医師に

医師に患者を紹介する見返りに、医師から診療報酬の一部を得る「患者紹介ビジネス」が広がっている問題で、有料老人ホームの運営者が、入居者を医師に紹介した上で「紹介料」を要求する事例が複数あることが、厚生労働省の調査でわかった。厚労省は「患者が医療機関を選ばず、過剰診療につながる場合があり、不適切だ」として実態調査を進めており、近く結果を公表する予定だ。

▼34面―報酬改定が契機か  
調査によると、愛知県のある有料老人ホームの運営会社は、入居者を優先的に紹介することの見返りとし

て、医師に診療報酬の2割を求めていた。東京都の有料老人ホームの経営者は、訪問診療に来る医師に対し、診療報酬のうち医療保険が負担する分の10%（医科の場合）または15%（歯科の場合）を要求していた。ほかにも、同じような事例の情報が集まってきているという。

紹介料を払った医師は、紹介料を取り戻そうと過剰な診察を行う恐れがある。また、患者がホームで受ける診療が紹介料を払った医師に限定される可能性もある。紹介料について法令の規制はないため、厚労省は対応を検討している。

有料老人ホームは「協力医療機関」を確保することが厚労省の指針で求められている。

一方、紹介業者が「売買」する患者は、ほとんどが「サービス付き高齢者住宅（サ高住）」の入居者だ。サ高住の制度は2011年10月に始まり、協力医療機関を確保する必要がないなど設置基準が緩く、わずか2年弱で約12万人分（13年8月末時点）が造られた。紹介料の相場となっている「診療報酬の2割程度」は、有料老人ホームが求めていた水準を踏襲したとみられる。

（沢伸也、月詔彩子）

つてし  
常めい  
とを生  
んでい  
わば晩  
にある  
各地で  
た。大  
とたび  
き物に  
がら、  
ぬ雨滴  
の頃に  
ぶ。荒

債務  
お困



あしたの暮らしをわかりやすく  
政府広報 | 金融庁